

岐阜市と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの  
包括的連携に関する協定書

(その他)

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議し、決定する。

岐阜市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、協働による事業を推進することにより、学術の振興、活力ある地域社会の形成及び発展並びに市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力並びに交流関係を活かし、次に掲げる取組について、相互に連携・協力して地域課題を解決し、持続可能な社会づくりに資する事業を推進する。

- （1）教育の振興及び人材育成に関すること。
- （2）産業の振興及び雇用・労働の発展に関すること。
- （3）地域の特性を活かしたまちづくりに関すること。
- （4）地域の医療及び福祉の充実に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要なこと。

（協議事項）

第3条 本協定に基づく具体的な内容、実施方法、役割分担等については、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、当事者間で協議の上、変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

令和6年2月27日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1  
岐阜市  
代表者 岐阜市長

紫橋正直

乙 東京都目黒区駒場4丁目6番1  
国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター  
代表者 所長

木山正樹